

提言書

(宍道湖流域下水道発生污泥の処理について)

平成 25 年 5 月 10 日
宍道湖流域下水道発生污泥処理検討委員会

宍道湖流域下水道発生汚泥処理検討委員会設置要綱第2条に基づき、宍道湖流域下水道発生汚泥の処理について次のとおり提言する。

(1) 処理方針に関すること

当面の処理方針は次のとおりとすること。

①外部委託により処理すること

→現在、各処理場における設備が老朽化により休止状態にあることや、処理コスト比較した場合、直営よりも外部委託が割安であるため。

②循環型社会を推進するため、汚泥を資源として有効活用すること

→島根県生活排水処理ビジョンの施策方針であるほか、循環型社会の推進については、島根県環境基本計画の基本目標や島根県バイオマス推進計画の基本方針に位置づけられているため。

③安定的に処理できるようリスク分散を図ること

→委託した民間業者の事故等により汚泥処理が停止した場合のリスクに備えて、複数の異なる手法による民間業者への委託で対応するため。

④最終処分までの一連の工程における適正処理の確保に努めること

→製品化による汚泥処理を行う場合、製品化までの確認だけでなく、周辺環境等に影響を与えていないか状況を確認する必要があるため。

なお、下水汚泥の再利用に関わる安全性確保や適正処理の確保のため、汚泥の性状等について適切に入札参加者に提供すること。

⑤上記②～④を踏まえたうえで、経費の抑制を図ること

→島根県生活排水処理ビジョンの施策方針であるほか、流域下水道に係る関係市の負担金や下水道使用料を軽減する必要があるため。

⑥新規受託業者の参入を推進すること

→リスク分散や経費抑制のためには、多様な手法・業者の参入が望ましいほか、循環型社会を推進するためにも新規事業を検討していくことは必要であるため。

なお、汚泥の製品化等の可否を確認するための実地試験や、安定性・継続性等を確認するためのモデル事業を実施することとし、次の事項を満たすこと。

i) 宍道湖流域下水道発生汚泥製品化実地試験

- ・参加者は公募とすること
- ・提供する汚泥量は試験に必要な最小限度の量、試験期間は短期間(3か月以内)とすること
- ・実地試験に関し必要な費用は、応募者の負担とすること

ii) 宍道湖流域下水道発生汚泥処理業務モデル事業

- ・将来、汚泥処理業務の受託を希望する者で実地試験の結果により県が委託業

- 者として適当と認めた者を選定し、業務委託すること
- ・ 汚泥処理技術等の安定性、継続性等を確認すること
- ・ 委託期間は6カ月以内とすること

また、地域振興や県内産業振興に配慮すること、さらに汚泥の減量化など処理工程の効率化を図ること、地球温暖化防止に配慮することなども今後検討を要する。

(2) 処理方法に関すること

処理方法は次のとおりとすること。

- ① 原則、一般競争入札による外部委託とすること(→処理方針①、⑤)
- ② 処理手法は、実績のあるセメント化と肥料化とする(→処理方針②、③、⑤)
なお、炭化製品化については、モデル事業等により安定性、継続性及び普及状況等を確認したうえで通常の業務委託とすることが適当かどうか判断する。
- ③ 発注は東部西部別々とし、数量は、原則10t単位に分けること(→処理方針③)
ただし、肥料化の処理能力やセメント化の安定性等を考慮し、それぞれの配分は別表1のとおりとする。
- ④ モデル事業は別枠として数量配分すること(→処理方針⑥)
ただし、配分量は原則10t以内とし、上記③の配分と調整のうえモデル事業の検証に必要な量とする
- ⑤ 入札参加資格確認資料として、原則次のものを求めること(→処理方針④)
 - ・ 県が適当と認める汚泥処理実績
 - ・ 販売計画書、製品規格書

(別表 1)

処理場	調達方法	処理手法	処理量(1日当)
東部	一般競争入札	セメント化	20 t
		肥料化	10 t
	モデル事業	炭化製品化	10 t 以内
西部	一般競争入札	セメント化	10 t
	モデル事業	肥料化	3 t 以内